

令和3年度事業計画書

令和2年中の県内の治安情勢は、犯罪の発生（刑法犯認知件数）が1,936件と前年と比べて374件減少し、ピークであった平成15年（9,217件）の約21.0パーセントとなるなど年々減少しており、数値の面での治安は改善傾向の状況にある。

一方、オレオレ詐欺などの特殊詐欺は、警察をはじめ、関係機関・団体、地域ボランティア等が一体となって様々な被害防止対策に取り組んでいるところであるが、昨年の県内の年間被害額は4,096万円と、昨年に比べ減少したものの被害件数は54件と大幅に増加し、予断を許さない状況にある。

また、令和2年の非行少年の補導数は100人（前年比66人減）で、過去最少を記録した。刑法犯少年の再犯者率についても引き続き全国平均を下回る等、落ち着いている一方、SNSの利用に起因する児童の福祉犯被害やネットトラブルは後を絶たない状況にあり、少年の非行防止・被害防止対策、地域ぐるみの健全育成活動の更なる充実が求められている。

さらに、県内では、子どもや女性に対する声かけやつきまとい事案が205件で前年に比較し約4割（41.4%）増加したほか、不審者や盗撮容疑の通報も増加傾向にあるなど、県民が安全・安心を肌で感じる体感治安は未だ良好とは言えない状況にある。

全国的に子どもが被害となる凶悪事件が発生したことを受けて、平成30年6月、関係関係会議において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、学校、警察、地域ボランティア等と連携して通学路等における防犯対策を推進しているところである。

このような情勢等を踏まえ、令和3年度も引き続き、通学路の安全対策など子どもや女性の犯罪被害防止、悪質巧妙化する特殊詐欺の被害防止に重点を指向した事業を展開するほか、地域安全意識等に係る啓発活動の充実、地域ボランティアの活動の支援による地域や職域における自主的な安全安心諸活動の促進、鍵かけ運動の展開、青少年の健全育成活動にかかる事業を推進し、安全で安心な地域社会づくりに寄与する。

実施項目	実施事項及び内容
1 地域安全意識の高揚と地域安全活動の広報啓発	(1) 広報紙の発行 機関紙「防犯しまね」の季刊発行及び内容の充実を図り、犯罪情報等を的確に提供して防犯意識の高揚及び地域安全活動に対する意識の高揚を図る。 (2) 県防連ホームページによる各種情報の提供 ホームページの内容の充実を図り、犯罪情勢や各地域のボランティア活動等をタイムリーに紹介するなど、県民の防犯意識や各種活動に対する参加意識の高揚を図る。 (3) テレビ、ラジオスポット放送等による広報 時宜を得た「テレビ、ラジオスポット放送」による広報のほか地域のケーブルテレビ等を活用し、「特殊詐欺の被害防止」や「

	<p>鍵掛けの推進」等地域住民に浸透する広報、啓発を行う。</p> <p>(4) 各種ポスター等の作成、掲出による広報 安全で安心なまちづくり旬間（全国地域安全運動）等に対応し、オリジナルポスターの作成、掲出等により県民の防犯意識の高揚を図るほか、犯罪情勢等を踏まえたリーフレット、チラシなどを作成し、犯罪の被害防止を図る。</p> <p>(5) 防犯ポスター、標語の募集 （公財）全国防犯協会連合会、警察庁等が行う、全国地域安全運動に向けた「防犯ポスター、標語、青パト写真の募集」に参画し、県下へ広く応募を募って地域安全意識の高揚、啓発に努める。</p>
<p>2 防犯団体の育成及び防犯ボランティア活動に対する協力援助</p>	<p>(1) 防犯ボランティア地域交流集会の開催 安全で安心なまちづくり旬間(全国地域安全運動期間)中の取り組みとして、地域・職域において活動している防犯ボランティアに参加を呼びかけ、活動事例報告、意見交換を盛り込んだ「防犯ボランティア地域交流集会」等の開催をはじめ、ボランティア活動の活性化を図る。</p> <p>(2) 地域・職域防犯団体の育成と活動支援 地域・職域の防犯団体及び地域安全推進員・少年補導委員等のボランティアとの連携強化及び必要な協力援助を行うなど活動の活性化を図る。</p> <p>(3) 若い世代の参加促進による自主防犯活動への支援 ボランティアの高齢化、減少傾向を踏まえ、警察庁が行う「ヤングボランティア支援事業」、「現役世代による環境作り支援事業」指定団体の活動を側面的に支援するほか、大学生ボランティアなど若い世代の参加促進による自主防犯活動の活性化を図るため、防犯資機材の配付などの支援を行う。</p> <p>(4) 防犯資器材や活動のためのリーフレット等の調達、配付 各種活動を支援するための防犯ビデオ、活動マニュアル（参考図書）、防犯誘導灯、腕章などの活動用資器材を各地区防犯協会を經由して配付し、ボランティア活動の活性化を図る。 また、「防犯パトロール車両用青色回転灯」、「ドライブレコーダー」や「街頭防犯カメラ」の普及、促進等事業を継続実施するなど、地域ボランティアによる安全、安心諸活動を支援する。</p> <p>(5) 関係機関、団体等との連携 県内関係諸団体の活動に参画するとともに、各種会議、研修会等へ積極的に参加し、情報交換等相互の連携強化を図る。</p>
<p>3 防犯設備・防犯資機材のあっせん及び紹介</p>	<p>(1) 街頭防犯カメラの普及促進及び保守点検 街頭防犯カメラの性能、効果、活用方法をホームページ等で紹介するなど、その普及促進を図るための啓発活動を行う。</p>

	<p>また、県防連保有の街頭防犯カメラの保守点検を行う。</p> <p>(2) 防犯資器材の紹介、あっせん</p> <p>防犯ブザー、自転車シリンダー錠（馬蹄錠）、防犯性能の高いガラス、耐ピッキング錠など犯罪の予防に有効な各種防犯資器材等のあっせんや紹介並びに普及に努める。</p>
<p>4 各種犯罪の抑止と検挙活動に対する協力支援</p>	<p>(1) 特殊詐欺事犯の被害防止対策の推進</p> <p>オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害を防止するため、新たな手口やその防止対策などを盛り込んだ広報啓発用DVDの貸出し、被害防止パンフレットの作成配布、迷惑電話防止機能付電話機の普及促進、留守番電話機能活用の推奨などを行うとともに、警察や金融機関と連携してタイミングを捉えた広報啓発を行う。</p> <p>また、県警の委託事業である「特殊詐欺被害防止コールセンター」業務を積極的に獲得することにより、県民に対し、直接、被害の現状及び対応方法等を助言することにより被害防止を図る。</p> <p>(2) 子ども女性の安全確保対策に対する協力支援</p> <p>子ども・女性に対する不審者からの声かけ、つきまといや犯罪被害を防止するため、被害防止パンフレット・DVDの配布等による啓発活動を行うほか、子ども見守り活動に対する資器材の提供、広報資料の提供など協力支援を行う。</p> <p>また、平成30年6月、関係閣僚会議において決定された「登下校防犯プラン」に基づき、学校、警察、地域ボランティア等と連携して通学路等における各種防犯対策や「ながら見守り」の推進に向けた広報啓発を行う。</p> <p>(3) 地域、職域における「犯罪の起きにくい地域社会づくり」等自主防犯活動への協力支援</p> <p>地域、職域で展開される青色防犯パトロール活動、鍵かけの推進、街頭防犯カメラの普及促進などボランティアによる地域安全活動に対し、青色回転灯の貸出し並びに活動資器材や啓発資料の提供等を行う。</p> <p>(4) 薬物乱用防止活動への協力支援</p> <p>覚せい剤・シンナー・MDMA等の乱用の実態とその有害性に関する広報、啓発に努めるとともに、関係機関・団体等と連携した薬物乱用のない社会環境づくりに努める。</p> <p>また、薬物乱用防止教材（DVD等）の充実を図り、これの貸出し業務を継続実施する。</p> <p>(5) 暴力追放運動やけん銃等違法銃器根絶運動等への協力</p> <p>警察が実施している「暴力追放運動」、「けん銃等違法銃器の根絶運動」等について、（公財）暴力追放県民センター等関係団体と連携し効果的な運動の推進に努めるほか、風俗営業管理者講習</p>

	<p>を活用した指導等により県民の暴力追放機運の醸成に努める。</p>
<p>5 少年を守る活動及び少年の非行防止と健全育成活動に対する協力支援</p>	<p>(1) 少年ボランティア団体に対する協力支援 少年補導委員や少年指導委員との連携を強化し、積極的な情報交換を行うほか、必要な協力支援を行い、少年ボランティアの活動の活性化を図る。</p> <p>(2) 子ども支援センター等の活動に対する協力支援 県内の「子ども若者支援センター」、「子ども安全センター」との連携を強化し、その活動に対する必要な支援協力を行う。</p> <p>(3) 少年のスポーツ・社会参加活動の推奨と支援 少年の非行防止と健全育成を図るため、柔・剣道を始め各種スポーツ活動及び社会参加活動を推奨するなど支援を行う。</p> <p>(4) 青少年有害情報フィルタリングの普及啓発 パソコン、スマートフォンを利用する青少年の有害情報閲覧制限を行うためのフィルタリングの普及について、事業者、保護者青少年に対する啓発を行う。</p> <p>(5) 少年の薬物乱用防止対策への協力支援 薬物乱用の危険性、有害性についての啓発資料の提供や薬物乱用防止教材（DVD等）の充実を図り、貸出し業務を継続実施するなど各警察署で行っている「薬物乱用防止教室」の諸活動を支援する。</p> <p>(6) 防犯作文等の募集と顕彰 県内の中学生を対象とした防犯作文を広く募集し、優秀作品の表彰、「防犯しまね」紙上における紹介等を行い、中学生の防犯意識の高揚を図るとともに少年の非行防止と健全育成に資する。</p>
<p>6 防犯功労者等の表彰</p>	<p>(1) 防犯功労者及び団体の表彰 地域安全（防犯）活動、少年の非行防止と健全育成活動等に功労のあった個人及び団体に対し、会長、警察本部長連名表彰を行うほか、（公財）全国防犯協会連合会、中国防犯連合会連絡協議会が行う全国防犯功労表彰、同中国管区表彰に関し、功労団体・個人について積極的に表彰上申を行う。</p> <p>(2) 防犯作文コンクール優秀者の表彰 防犯作文コンクール等優秀者に対する表彰等を行う。</p>
<p>7 風俗環境浄化活動の推進</p>	<p>(1) 「風俗営業管理者講習」の実施 県公安委員会から「風俗営業管理者講習」（県下9会場17回）の業務委託を受け、同講習において風営適正化法及び同法施行条例の要点等の周知と遵法意識の啓発を行い、善良な風俗を害する行為を拒絶する環境づくりを推進する。</p>

	<p>(2) 遊技場の遊技機に対する立入検査の実施 遊技場（ぱちんこ店）業界の健全化等を図り、不特定の客が安心して楽しめる風俗環境を維持するため、島根県遊技業防犯協力会と連携し、年間を通じ計画的な遊技機立入検査を実施する。</p> <p>(3) 少年指導委員の活動への協力、支援 県公安委員会から委嘱されている少年指導委員の活動に資するため、風俗環境等に関する情報の積極的な提供を行うほか、研修会に参画するなど、少年指導委員活動に協力し支援する。</p>
--	---